

「別に定める」基準

高等学校等奨学金

「別に定める学力基準値」とは

- ・ 1年生・・・出身中学校における3年時の成績の評定平均値が2.6以上。
ただし、2.3～2.5の場合は、入学者選抜の選考順位が全体の1/2以内の者も認める。
- ・ 2年生以上・・・前学年の成績の評定平均値が2.4以上。

「別に定める収入基準」とは（目安）

主たる家計支持者の前年中の収入金額を以下の計算式に当てはめる（給与所得者の場合）

(ア)	収入金額が	329万円以下	の場合	- - - - -	0円
(イ)	収入金額が	330万円以上	400万円以下	の場合	
		収入金額	× 0.8	- 263万円	= 所得金額
(ウ)	収入金額が	401万円以上	878万円以下	の場合	
		収入金額	× 0.7	- 223万円	= 所得金額
(I)	収入金額が	879万円以上		の場合	
		収入金額		- 486万円	= 所得金額

上記の計算式から求めた所得金額から、家族状況等に応じ控除額を差し引いた金額と以下の収入基準額を比較します。（控除額は家族状況により増減します）

区 分		収 入 基 準 額
世帯人員	1 人	143万円
	2 人	229万円
	3 人	264万円
	4 人	286万円
	5 人	307万円
	6 人	325万円
	7 人	341万円

高等学校等遠距離通学費

「別に定める収入基準」とは・・・上記と同様。